

# 令和5年7月7日からの大雨により被災された世帯の 「学童保育所利用料の減額」について

このたびの大雨で被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。市といたしましては、被災された皆様が一日も早く平穏な生活に戻られるよう精一杯支援させていただきます。

久留米市では、令和5年7月7日からの大雨の被害を受けた被災者の皆さまの負担を軽減するため、学童保育所利用料の減額を実施いたします。

対象者及び必要な手続きは、次のとおりです。

## 対象者

久留米市の学童保育所に入所している児童の保護者

## 減額の適用要件

児童の保護者が、久留米市で床上浸水等により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたと認められるとき

## 減額の内容

(1) 学童保育所利用料	月額5,000円	→	月額1,800円
(2) 土曜保育利用料	月額1,500円	→	月額450円
(3) 延長保育利用料	月額1,500円	→	月額0円
(4) 8時登所利用料	年額1,500円	→	年額0円

## 減額の期間

申請日の翌月から6か月間

## 必要書類

(1) 減免申請書

※各学童保育所、久留米市学童保育所連合会や市ホームページで準備

(2) り災証明書（写し）

## 申請窓口

久留米市学童保育所連合会

住所：久留米市櫛原町80番地1 石橋記念くるめっ子館内

電話：0942-38-2045 FAX：0942-38-0014

## お問合せ先

久留米市 子ども未来部 子ども政策課

電話：0942-30-9227 FAX：0942-30-9718